京都市介護保険条例の一部を改正する条例(令和6年3月29日京都市条例第62号) (保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)

本市介護保険事業について、必要な措置を講じるため、次のとおり定めることとしました。

1 保険料率の改定

(1) 令和6年度から令和8年度までの介護保険事業に係る財政の均衡を確保するため、次のとおり各年度における保険料率を定めます。

(参考) 令和3年度から令和5年度まで	令和6年度から令和8年度までの保険
の保険料率(改正前)	料率(改正後)
40,800円から191,760円ま	39,093円から266,352円ま
での範囲内において11段階に区分	での範囲内において14段階に区分

(2) (1)にかかわらず、(1)の保険料率の区分が第1段階(改正後 39,093円)の者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は24,487円とし、第2段階(改正後 54,129円)の者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は36,945円とし、第3段階(改正後 59,284円)の者の令和6年度から令和8年度までの保険料率は58,855円とします。

2 所得指標の変更

第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に用いる地方税法に規定する合計所得金額について、その合計所得金額に所得税法に規定する給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額は、同法の規定により計算した金額の合計額から100,000円の控除をして得た額としていたところ、当該控除を行わないこととします。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第62号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」 を「令和8年度」に改め、同項第1号中「40,800円」を「39,093円」に改め、 同項第2号中「55,488円」を「54,129円」に改め、同項第3号中「61,2 00円」を「59,284円」に改め、同項第4号中「73,440円」を「77,32 8円」に改め、同項第5号中「81,600円」を「85,920円」に改め、同項第6 号ア及びイ以外の部分中「89、760円」を「94、512円」に改め、同号ア中「合 計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定 する公的年金等に係る所得が含まれている場合における当該給与所得及び当該公的年金等 に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法 第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除し て得た額(当該額が零を下回る場合には、零)によるものとし、」を削り、同号イ中「若し くは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に改 め、同項第7号ア及びイ以外の部分中「110、160円」を「115、992円」に改 め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しく は第13号イ」に改め、同項第8号ア及びイ以外の部分中「130,560円」を「13 7,472円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、 第12号イ若しくは第13号イ」に改め、同項第9号ア及びイ以外の部分中「150,9 60円」を「158,952円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「5,5 00,000円」に改め、同号イ中「次号イ」の右に「、第11号イ、第12号イ若しく は第13号イ」を加え、同項第10号ア及びイ以外の部分中「171、360円」を「1 80,432円」に改め、同号ア中「10,000,000円」を「7,000,000 円」に改め、同号イ中「部分を除く。)」の右に「又は次号イ、第12号イ若しくは第13 号イ」を加え、同項第11号中「191,760円」を「266,352円」に改め、同 号を同項第14号とし、同項第10号の次に次の3号を加える。

- (11) 次のいずれかに該当する者 201,912円
 - ア 合計所得金額が8,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいず れにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第13号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 223,392円
 - ア 合計所得金額が10,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- (13) 次のいずれかに該当する者 244,872円
 - ア 合計所得金額が11,500,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「24,480円」を「24,487円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「35,088円」を「36,945円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「57,120円」を「58,855円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ若 しくは第13号イ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適

用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)